

(目的)

第1条 この要綱は、市外から転入し、市内において多世代での同居又は近居を新たに開始する子育て世帯に対し、住宅取得に要する費用の一部を3年間継続して補助することにより、本市への定住を促進し、多世代間の支え合いによる生活の安定及び向上を図り、もって安心して暮らすことができるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同居 市内に存する同一の住宅において、子世帯と親世帯が現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 近居 子世帯と親世帯が、市内に存する別の住宅にそれぞれ居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳にそれぞれ記録されていることをいう。
- (3) 親 子のいずれかの直系尊属（2親等以内のものに限る。）に該当する者をいう。
- (4) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (5) 孫 子の子であって、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出産予定であることが母子健康手帳で確認することができる胎児であって、出生後に同居をする予定のものを含む。）をいう。
- (6) 子世帯 子及び孫を含む世帯をいう。
- (7) 親世帯 親を含む世帯をいう。
- (8) 多世代 直系尊属に該当する親、子及び孫をいう。

2 同居の場合においては、子世帯及び親世帯が住民基本台帳上、同一世帯であることを要しない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条第1項第4号に規定する子（以下「申請者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1年目の交付申請時において、次のいずれかに該当すること。
 - ア 親が市内に居住をしている場合において、同居又は近居を目的として市内の住宅を取得し、市外に居住をしていた子世帯の構成員の全員（特別の事情があると市長が認める場合は、その一部）が転入していること。
 - イ 子世帯及び親が市外に居住をしている場合において、同居又は近居を目的として市内の住宅を取得し、子世帯の構成員の全員（特別の事情があると市長が認める場合は、その一部）及び親が転入していること。
 - (2) 子世帯及び親世帯が、納期限が到来している市税を完納していること。
 - (3) 子世帯が、現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
 - (4) 1年目の交付申請時において、子世帯及び親世帯が、この要綱に基づく補助金及び摂津市多世代同居・近居支援事業実施要綱（令和6年摂津市告示第75号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 2年目及び3年目の交付申請時において、多世代による同居又は近居が継続していること。
- 2 2年目及び3年目の交付申請時において、世帯構成員が1年目と同一であることを要しない。ただし、多世代の関係が維持されていることを要する。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（第7条第1号において「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす住宅とする。

- (1) 市内において同居又は近居を目的として取得した、子世帯の居住の用に供する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (3) 中古住宅については、次に掲げる要件のいずれかに適合するものであること。
 - ア 建築確認日が昭和56年6月1日以降の専用住宅であること。
 - イ 建築確認日が昭和56年5月31日以前の専用住宅で、独立行政法人住宅金融支援機構の中古住宅の適合証明書、既存住宅性能評価書（耐震等級1以上のもの）、既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書の交付等により耐震性を有することが確認できる住宅であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、住宅本体工事費及び建物取得費（消費税を含む。）の額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の総額は、補助対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付額の上限は、3年間で450,000円とする。

3 1年度当たりの補助金の上限額は、150,000円とする。

4 補助金の申請は、3年間において各年度1回限りとする。

(交付申請の期間)

第7条 交付申請は、次に掲げる期間内に行わなければならない。

(1) 1年目の申請にあつては、補助対象住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の完了の日の翌日から起算して1年以内とする。ただし、当該期間内であっても当該年度の3月15日を期限とする。

(2) 2年目の申請にあつては、1年目の補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）の翌年度の10月末日までとする。

(3) 3年目の申請にあつては、2年目の交付決定の翌年度の10月末日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、摂津市多世代定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、2年目及び3年目の申請においては、第1号から第7号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 戸籍全部事項証明書その他の子と親の関係を証明する書類

(2) 子世帯及び親世帯の住民票の写し

(3) 補助対象住宅の登記記録の全部事項証明書

(4) 補助対象住宅が新築である場合は、建築基準法の規定による建築確認検査済証の写し

(5) 補助対象住宅の売買契約書又は建築工事請負契約書の原本

(6) 子が出産予定であるとき（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいるときを除く。）は、母子健康手帳の原本

(7) 市税の滞納がないことを証明する書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることがある。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、交付決定をしたときは摂津市多世代定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しない旨の決定をしたときは摂津市多世代定住促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 交付決定を受けた者は、摂津市多世代定住促進事業補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求をした者に補助金を交付するものとする。

(予算の範囲及び交付の順位)

第11条 補助金の交付は、各年度の予算の範囲内において行う。

2 同一年度において交付申請額の総額が予算額を超えるときは、当該年度における申請書の受理の先後により交付の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により交付決定に至らなかった申請については、翌年度に繰り越して審査することはしない。

(2年目及び3年目の不交付決定等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、2年目又は3年目の交付申請について、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

- (1) 子世帯又は親世帯のいずれかが市外へ転出したとき。
- (2) 死亡、離婚その他の事由により多世代の関係が解消されたとき。

2 前項各号に該当する場合においては、既に交付した補助金について返還を求めない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項に規定する場合を除き、多世代の構成が維持されなくなったことを理由としては、既に交付した補助金の返還を求めない。

(証拠書類の保存等)

第14条 交付決定を受けた者は、補助金の算定に係る収入及び支出に関する証拠書類その他補助金に係る証拠書類を整備し、かつ、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

2 交付決定を受けた者は、市長から前項に規定する証拠書類の提出を求められたときは、これを市長に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 略